

郵便局活性化委員会の設置の一部改正（案）

令和五年二月二十日

情報通信審議会郵政政策部会決定第 号

郵便局活性化委員会の設置（平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号）の一部を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

本部会に郵便局の利便性向上に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

「郵便局活性化委員会の設置」(平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号)の一部改正(案) 新旧対照表

○郵便局活性化委員会の設置(平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号)

改正案	現行
<p>本部会に郵便局の利便性向上に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none">一 (略)二 (略)三 (略)	<p>本部会に「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成三十年諮問第一千二百二十七号)に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none">一 (同上)二 (同上)三 (同上)